

幕別町新庁舎建設基本設計業務
プロポーザル実施要領

平成24年 8 月

幕別町

1 目的

現在の本庁舎（昭和47年7月竣工）は、築後40年が経過しており、平成15年度に実施した耐震診断（第3次診断）では、耐震性が大きく不足していることが判明し、防災・災害復興拠点として果たすべき役割が十分に担えない状況にあります。

また、建物自体の老朽化に加え、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーに対応できていない状況にもあります。

このため、平成24年7月に、新庁舎建設の基本方針、備えるべき機能や建設計画などに関する本町の基本的な考え方を示した「幕別町新庁舎建設基本方針」を策定し、この基本方針をさらに具体化した「幕別町新庁舎建設基本構想」（平成24年11月を目途に策定予定）に基づき、新庁舎の整備を進めていくこととしています。

新庁舎の整備については、幕別町の将来を見据え、本町の地域の特性や周辺の街並みとの調和等を十分に理解し、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた設計者を選定することが大変重要であるため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、設計者を選定することを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名

幕別町新庁舎建設基本設計業務

(2) 業務内容

幕別町新庁舎とこれに付帯する外構及び周辺敷地の有効活用に関する基本設計

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年8月30日まで

(4) 事業スケジュール

基本設計：平成24年度～平成25年度

実施設計：平成25年度

建設工事：平成26年度～平成27年度

3 事務局

幕別町企画室企画情報担当

住所：〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

電話：0155-54-6610（企画室直通）

F A X：0155-54-3727

E-mail：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

4 事業計画の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 施設の名称 | 幕別町役場本庁舎 |
| (2) 建設予定地 | 北海道中川郡幕別町本町137番地1外（現庁舎敷地北側） |
| (3) 敷地面積 | 11,438㎡（現庁舎敷地：3,654㎡を含む。） |
| (4) 延床面積 | 概ね5,000㎡から5,300㎡程度 |
| (5) 用途地域 | 第1種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%） |

- (6) 防火地域等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条指定区域
- (7) 周辺道路 東側：町道 幅員13m
南側：町道 幅員27m
※現庁舎敷地北側は、現在、職員駐車場として使用しています。
※現庁舎敷地西側には、旧若菜川（φ1800mm）が暗渠で南北に縦断しています。
- (8) 駐車場 現庁舎の解体後、解体後の敷地や町民会館前の駐車場等を活用し約290台分の確保を予定しています。
①一般来庁者用 約70台
②公用車用 約45台
③職員用 約175台
- (9) その他 その他の内容については、「幕別町新庁舎建設基本方針」（以下「基本方針」という。）に記載しています。
基本方針は、幕別町のホームページに掲載しています。
（幕別町ホームページURL：<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>）

5 設計者審査の概要

- (1) 名称 幕別町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式で行い、プロポーザル審査は2段階で行います。

【第一次審査】

参加表明書等により、事務所の能力（業務実績、受賞実績等）、管理技術者及び各主任担当技術者で構成する担当チームの能力（技術者の実績、受賞歴等）等を審査し、第二次審査の参加要請者を5者程度選考します。

【第二次審査】

第一次審査により選考された者を対象に技術提案書等の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び次点者を各1者選考します。

(3) 選考委員会

設計者の選考は、別に定める幕別町新庁舎建設設計者選考委員会要綱により設置する「幕別町新庁舎建設設計者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行います。

選考委員会の委員は次のとおりです。

氏名	所属・役職
苫米地 司	北海道工業大学 学長
福島 明	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所 副所長
吉村 学	幕別町商工会 会長

宮澤 恵子	社会福祉法人ひまわり 理事長
高橋 平明	幕別町副町長
増子 一馬	幕別町新庁舎建設検討委員会 委員
飯田 晴義	幕別町新庁舎建設検討委員会 委員

(4) 設計者選考のスケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル実施公告	平成24年8月20日(月)
実施要領等の交付期間	平成24年8月20日(月)～9月5日(水)
参加表明書等に関する質問書の提出期限	平成24年8月24日(金)
参加表明書等に関する質問に対する回答書の公表	平成24年8月29日(水)
参加表明書等の提出期間（期限）	平成24年8月20日(月)～9月5日(水)
第一次審査（書類審査）	平成24年9月24日(月)
第一次審査結果通知	平成24年9月26日(水)
技術提案要請通知	平成24年9月26日(水)
技術提案書等に関する質問書の提出期限	平成24年10月1日(月)
技術提案書等に関する質問に対する回答書の公表	平成24年10月5日(金)
技術提案書等の提出期限	平成24年10月12日(金)
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	平成24年10月下旬
審査結果の公表・通知	平成24年11月上旬
業務委託契約の締結	平成24年11月上旬

6 参加資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社（店）、支社（店）、営業所等（支社（店）、営業所等の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者で、次に掲げる資格を満たしている単体企業とします。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (3) 幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、参加表明書等の提出期間の最終日までの間において、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなします。

7 参加条件

- (1) 管理技術者（※注1）及び各分担業務分野（※注2）の主任担当技術者（※注3）は、それぞれ1名ずつ専任で配置することができること。
- (2) 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、一級建築士を配置することができること。
- (3) 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者は、参加表明者の単体企業に所属していること。
- (4) 平成14年度以降に、対象施設と同種・類似の建築基本設計業務又は実施設計業務を管理技術者又は建築意匠主任担当技術者として日本国内で担当した者を、本業務の管理技術者として配置することができること。なお、対象施設と同種・類似とは、次の要件に該当する建築施設をいう。
 - 〔同種〕 延床面積5,000㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎
 - 〔類似〕 延床面積2,500㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎
延床面積5,000㎡以上の民間事務所
- (5) 主たる分担業務分野（平成21年1月7日国土交通省告示第15号における別添一の1の1のロ 成果図書の「設計の種類」(1)総合に係る部分をいう。）は、再委託できないこと。
- (6) 業務の一部を再委託する場合、再委託先の建設コンサルタントが幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 本業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置することができること。

※注1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義によるものです。

※注2 「分担業務分野」の分類は、「建築意匠」、「構造」、「電気」、「機械（給排水設備、空調換気設備、昇降機等）」とします。

※注3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

8 参加に対する制限

- (1) 所属事務所に協力事務所を加えることはできますが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできません。
- (2) 次の各項目に該当する者は、参加者及び協力事務所として参加することはできません。
 - ① 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）及びその家族
 - ② 選考委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面（※注）において関連のある者

※注 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有す

る役員を兼ねている者をいう。

- ③ 選考委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ④ 選考委員が大学に所属している場合において、その選考委員の研究室に現に所属する者

9 失格要件

- (1) 提出資料が本実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合（別添1を参照）
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選考委員又は事務局関係者に本事業に対する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを参観又は聴講した場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合
- (8) その他本実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

10 参加表明書等の交付場所及び交付方法等

参加表明書等のプロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付します。

- (1) 交付場所 3の事務局
- (2) 交付方法 事務局において直接入手するほか、幕別町のホームページからダウンロードして入手することができます。
(幕別町ホームページURL：<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>)
- (3) 交付期間 平成24年8月20日（月）から平成24年9月5日（水）まで
※事務局での交付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

11 質問書の提出手続等

(1) 参加表明書等に係わる質問の受付及び回答

- ① 質問は、「質問書（様式第14号）」を作成し、電子メールにより事務局のメールアドレスに添付ファイルとして提出してください。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。質問書が添付された電子メールの受信を事務局で確認次第、受信したメールアドレス宛に受信した旨をお知らせします。
- ② 質問書の提出期限
平成24年8月24日（金） 午後5時
- ③ 回答期限及び回答方法
質問に対する回答については、一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、幕別町ホームページに掲載します。

【質問書への回答予定：平成24年8月29日（水） 午後5時】

(2) 技術提案書等に係わる質問の受付及び回答

① 質問は、「質問書（様式第14号）」を作成し、電子メールにより事務局のメールアドレスに添付ファイルとして提出してください。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。質問書が添付された電子メールの受信を事務局で確認次第、受信したメールアドレス宛に受信した旨をお知らせします。

② 質問書の提出期限

平成24年10月1日（月） 午後5時

③ 回答期限及び回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、幕別町ホームページに掲載します。

【質問書への回答予定：平成24年10月5日（金） 午後5時】

12 参加表明書等の提出手続

参加表明書等は、次により提出してください。

(1) 提出期間

平成24年8月20日（月）から平成24年9月5日（水）まで

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3の事務局

(3) 提出方法

① 提出期間内に事務局に直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。また、提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）を併せて提出してください。

② 事務局で提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

(4) 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 参加表明書（様式第1号） | 1部 |
| ② 設計事務所の概要（様式第2号） | 10部 |
| ③ 一級建築士事務所登録通知書の写し | 1部 |
| ④ 設計事務所の主要業務実績書（様式第3号） | 10部 |
| ⑤ 設計事務所の同種業務実績詳細（様式第4-1号） | 10部 |
| ⑥ 設計事務所の類似業務実績詳細（様式第4-2号） | 10部 |
| ⑦ 管理技術者の主要業務実績等（様式第5号） | 10部 |
| ⑧ 管理技術者の同種業務実績詳細（様式第6-1号） | 10部 |
| ⑨ 管理技術者の類似業務実績詳細（様式第6-2号） | 10部 |
| ⑩ 各主任担当技術者の主要業務実績等（様式第7号） | 10部 |
| ⑪ 各主任担当技術者の手持業務量（様式第8号） | 10部 |
| ⑫ 建築意匠主任担当技術者の同種業務実績詳細（様式第9-1号） | 10部 |
| ⑬ 建築意匠主任担当技術者の類似業務実績詳細（様式第9-2号） | 10部 |
| ⑭ 協力事務所の概要（様式第10号） | 10部 |

- ⑮ 管理技術者となる者の一級建築士の免許証の写し 1部
- ⑯ 各分担業務分野の主任担当技術者となる者が建築士等の資格を有している場合は、その免許証等の写し 1部
- ⑰ 幕別町の入札参加資格を有していない者は、上記①～⑯の書類のほかに次の証明書（コピー可。参加表明前3カ月以内の発行のものに限ります。）
 - ア 履歴事項全部証明書 1部
 - イ 納税証明書 1部
 - ・町税分（幕別町内に支店等がない企業で、町税の納税義務者でない場合は不要）
 - ・国税分（納税証明書（その3の3）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

(5) 参加表明書等の作成及び提出上の注意事項

- ① 上記(4)の参加表明書等を提出した者は、幕別町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- ② 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。
- ③ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ④ 提出後、参加表明書等の再提出及び付属書類の差し替え、修正は一切認めません。

13 第一次審査（書類審査）

(1) 評価基準

評価項目	配点	評価事項
事務所の能力	15点	① 技術者数・技術力 ② 同種・類似業務実績の数 ③ 主要業務実績、受賞歴
担当チームの能力	25点	① 管理技術者の業務実績、受賞歴及び業務の繁忙度 ② 各主任担当技術者の業務実績、受賞歴及び業務の繁忙度 ③ 建築意匠主任担当技術者の業務実績、受賞歴及び業務の繁忙度

(2) 結果の通知

提出された参加表明書等を選考委員会で審査し、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）参加要請者を5者程度選定します。

第一次審査の結果は、参加表明書等を提出したすべての者に対して、電子メール及び郵送にて書面により通知します。

なお、電子メールによる第一次審査（書類審査）の結果は、平成24年9月26日（水）午後5時に通知（送信）する予定です。

14 技術提案書の提出手続

技術提案書の提出は、第一次審査（書類審査）で選考した者に要請します。

(1) 提出期限

平成24年10月12日（金）

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3の事務局

(3) 提出方法

① 提出期限までに事務局に直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期限までに必着とします。また、提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）を併せて提出してください。

② 事務局で提出書類の受領確認後、技術提案書等受領書を交付します。

(4) 提出書類及び提出部数

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 技術提案提出書（様式第11号） | 1部 |
| ② 業務実施方針（様式第12号） | 10部 |
| ③ 技術提案書（様式第13号） | 10部 |

(5) 課題に対する技術提案書の作成

次の課題に対する技術提案書を作成してください。

課題1 多様化する行政需要や組織機構の編制に対応可能な庁舎

課題2 すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られ、住民の触れ合いの場として親しまれる庁舎

課題3 省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎

課題4 市街地が三極化している幕別町の地域性を踏まえた防災・災害復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎

(6) 技術提案書等の作成及び提出上の注意事項

① 基本コンセプトや業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等は、様式第12号（日本工業規格A3横用紙）に1枚以内、また上記(5)の課題1から4の各提案課題についての提案は、課題ごとに様式第13号（日本工業規格A3横用紙）に各1枚以内で作成してください（計4枚作成）。

② 技術提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図（着色・彩色可）は使用できますが、具体的な設計図、模型は使用できません。（9失格要件の(3)及び別添1を参照。評価の公平性を図るため厳格に取り扱います。）

③ 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。

④ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

⑤ 提出後、技術提案書等の再提出及び付属書類の差し替え、修正は一切認めません。

15 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査の実施日は、平成24年10月下旬を予定しています。実施日や出席者などの詳細については、第二次審査の参加要請者に別途通知します。

(1) 評価基準

評価項目	配点	評価事項
業務実施方針	20点	① 業務の理解度、取組意欲 ② 工程計画、動員計画の妥当性 ③ 業務実施方針の的確性、独創性、実現性等
提案内容	40点	① 提案内容の的確性、独創性、実現性等

(2) 最優秀者の決定

選考委員会は、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、最も高い得点の提案者を最優秀者として1者、次点者を1者選定します。

(3) 結果の公表及び通知

第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の結果は、幕別町ホームページ等で公表するほか、第二次審査に参加した全ての者に対して、電子メール及び郵送にて書面により通知します。

なお、第二次審査結果の公表及び電子メールによる通知（送信）は、平成24年11月上旬を予定しています。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項

プレゼンテーションは、提出された業務実施方針（様式第12号）と技術提案書（様式第13号）のみを用いた内容説明（拡大パネル又はパワーポイントを使用した拡大映像は可）とし、追加資料の提出や使用は一切認めません。

なお、使用する拡大パネル、パワーポイント用のパソコン及びプロジェクターは、各自で用意してください。事務局ではスクリーンのみ準備します。

16 費用の負担

参加表明書、技術提案書等の作成に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とし、参加報酬（報償費）等は、支払いません。

17 設計業務委託

(1) 委託業務名

幕別町新庁舎建設基本設計業務委託

(2) 契約の締結

プロポーザルにおいて最優秀者として選考された者を相手方として、見積徴取し、契約交渉を行うものとします。

ただし、最優秀者として選考された者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により見積徴取が不可能となったときは、次点者を相手方として、見積徴取し、契約交渉を行うものとします。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年8月30日まで

(4) 契約金額

幕別町新庁舎建設基本設計業務委託料は、21,440千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(5) 支払条件

平成24年度分 契約した金額の10分の3（前金払分）

平成25年度分 契約した金額から前金払分を差し引いた額

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 委託の概要

① 技術提案書に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリングの内容については、基本的に尊重しますが、プロポーザルは設計適格者を審査するものであり、基本設計は現在作成中である幕別町新庁舎建設基本構想（基本方針の内容を踏襲し具体化したもの）に基づき作成することから、本町職員で構成する幕別町新庁舎建設検討委員会及び幕別町新庁舎建設検討部会（以下「庁内会議」という。）において検討の上、議会や町民に説明し、意見収集を行って進めていくこととなります。

② 本業務の内容は、幕別町が定める契約書のほか、特記仕様書に基づき、次の業務を予定しています。

なお、特記仕様書の内容は、現時点において想定している業務内容等であり、今後において追加・変更となる場合があります。

ア 基本設計（新庁舎とこれに付帯する外構及び周辺敷地の有効活用）等の作成

イ 各種説明会、会議への参加・協力（庁内会議等）

ウ コスト縮減、省エネ化に関する検討書（ライフサイクルコストの試算、縮減手法のシミュレーション等を予定）の作成

エ その他参考資料の作成

③ 本業務を行うこととなった場合、参加表明書等に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、原則として変更することができません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、幕別町の了解を得た上で、同等以上の技術者に変更することができます。

18 本業務に係る工事の受注に関する制限

プロポーザルの結果、本業務の受託者となった者が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面等（※注）において関連があると認められる場合、当該関連を有する企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

※注 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

19 その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は事務局とします。
- (2) 本実施要領に定める手続以外の手法により、選考委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めることはできません。
- (3) 提出書類の著作権は、幕別町に帰属することとします。ただし、幕別町と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (4) 最優秀者に選考された参加表明者から提出された技術提案書は、契約締結後、公開します。
- (5) 参加表明書及び技術提案書等の提出書類は返却しません。
- (6) プロポーザルの参加表明者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得てください。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けません。
- (8) 当該業務に直接関連する「幕別町新庁舎建設実施設計業務」の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定です。